

高齢者の移動支援の立ち上げ運営にどう関わるか ～事例を元に考えよう～

1. 住民主体の移動支援とは
2. 移動・外出に困っている人ってどんな人？
3. 事例紹介：三原市における移動支援の取組
4. 事例紹介：国東市の居場所づくりと移動支援
5. 住民主体の移動支援の立上げプロセス
6. 生活支援支援体制整備事業の活用

1. 住民主体の移動支援とは

互助型の移動支援の典型例



1 「乗り合って」スーパーやサロンへ

	形態	使用車両	運転者	付添	調整
乗り合って 定期的な実施	・買物支援 ・サロン送迎 ・コミバスのような運行	・法人等の車 ・ボランティアの車	・ボランティア ・法人職員	ボランティア	・ボランティア ・社協や包括 ・サロンの運営団体

2 「個別に」生活支援と一体型で支援

	形態	使用車両	運転者	付添	調整
個別に	通院 など個人ニーズ	・ボランティアの車 ・法人等の車	ボランティア	ボランティア(1人で支援が多い)	ボランティア 社協や包括



共通点

- ・個人のニーズに対応する形(小規模・臨機応変)
- ・ドア・ツー・ドア、または自宅の近くで乗車し目的地で降車
- ・ボランティアが運転や付き添いを担っている。

コアメンバーはどんな人たち？ 住民主体 ≡ 住民発意

コアメンバー



- 介護・福祉の専門職を交えて
 - ・ 地域ケア会議
 - ・ 生活支援体制整備事業に基づく協議体
- 地域の組織が母体となって
 - ・ 自治会
 - ・ 地区社協
 - ・ まちづくり協議会、地域づくり組織など
- 社会福祉協議会がリードする
 - ・ 社協が事務局を務めるボランティアグループ
- 地域の拠点や施設から発案
 - ・ サロン活動の実施主体
- NPO法人や自主的なボランティアグループ

大事な3要素

誘い出し機能

信頼関係の構築機能

社会資源につなぐ機能

2. 移動・外出に困っている人って、どんな人？

背景

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

1) 少子高齢化&過疎化の進行

高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

2) 高齢者の体力

休まずに歩ける距離は100mまで = 75歳以上の17%

300mまで = 75歳以上の25%

運転免許を返納した75歳以上の人 = 26万5千人（2024年）

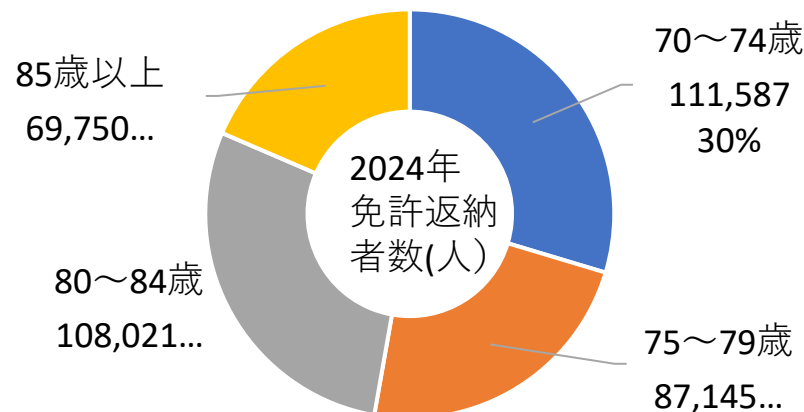
住民主体の移動支援によって支える人とは・・・

バスに乗るかという
と・・・

3) 外出しにくくなる要因

- ・ 住環境
- ・ 交通環境
- ・ 人的要因（身体面）
- ・ 経済面
- ・ 精神面 & 意欲面

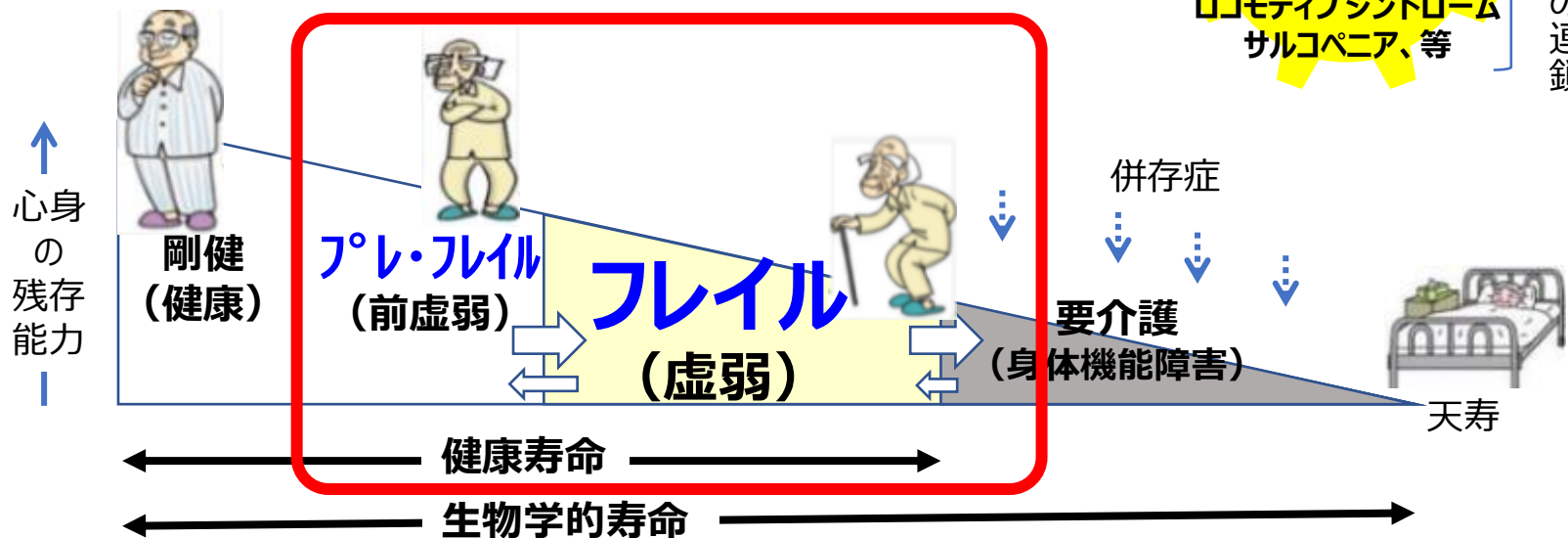
複数の要因が
絡み合っている



住民主体の「移動支援」の利用者像

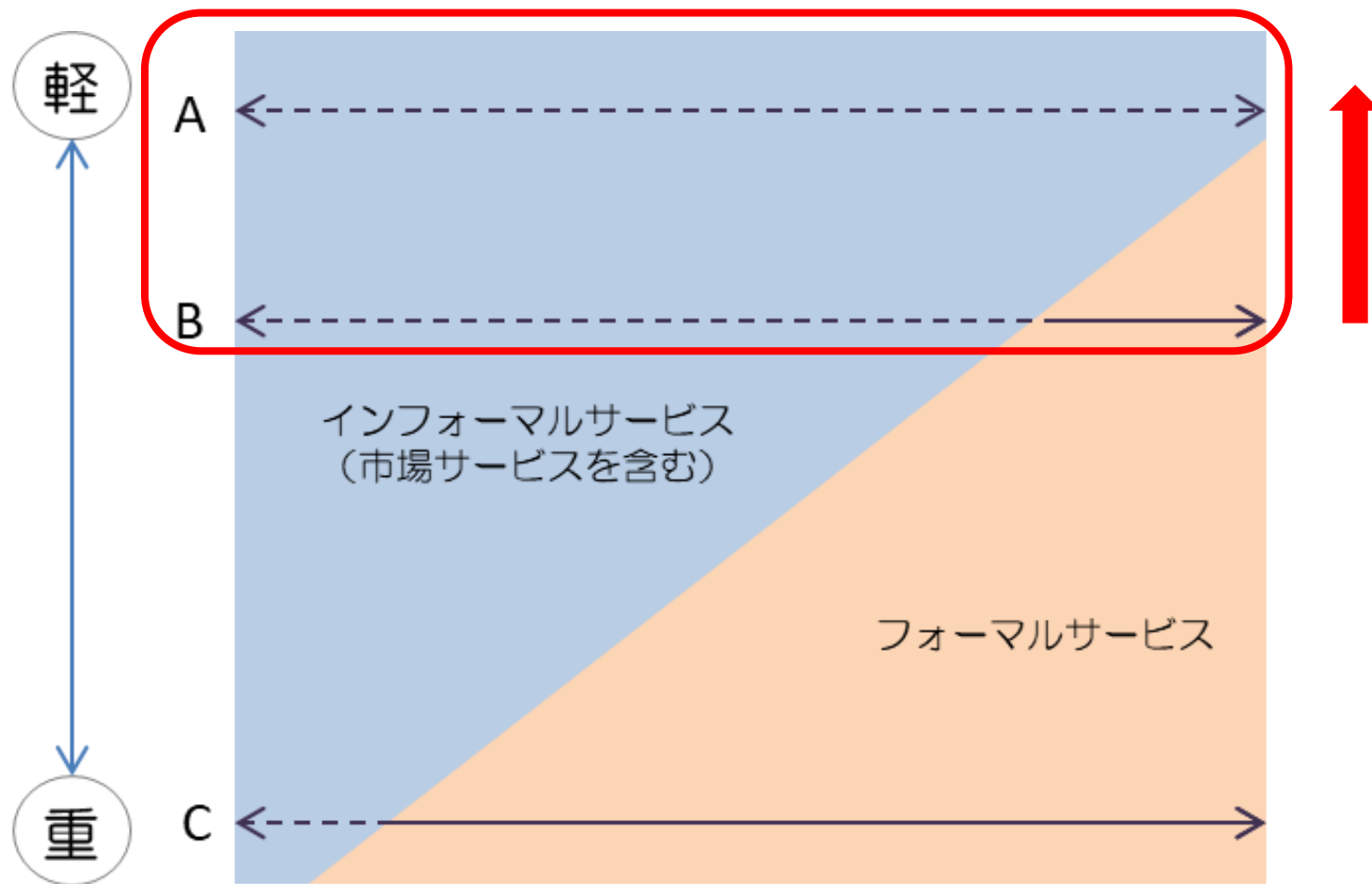
フレイルの特性

- ① **中間の時期** (⇒健康と要介護の中間)
- ② **多面的** (⇒色々な要素による負の連鎖)
- ③ **可逆性** (⇒様々な機能をまだ戻せる)



(東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢 作成 葛谷雅文, 日老医誌 46:279-285, 2009より引用改変)

本人の生活を支えるインフォーマルサービス（市場サービスを含む）の活用



出典：日本社会事業大学専門職大学院客員教授（元・厚生労働事務次官、老健局長）蒲原基道氏 作成資料

色々組み合わせないと、暮らしは成り立たない

マイカーを利用できなくなったら、何があれば生活できる？

少し離れた子や親戚に
車で送ってもらう

？ ？ ？

近所の人に乘せて
もらう

タクシーを呼ぶ

配達・通販

行けないので、代行
してくれる人を探す

諦める

総合病院（月2回）

診療所（整形外科など）（週1）

畑仕事（隔日）

体操教室・趣味活動（週1）

入所中の家族の見舞い（週1）

食料品・日用品の買物（週1）

季節物の買物（年4回）

ちょっと●●まで・・・

3. 事例紹介：三原市における移動支援の取組

「関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の 移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」報告書

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/05/houkatsu_08_250512_01.pdf

●三原市【人口】85,979 人【高齢化率】約36%【面積】471.51km²(令和7年9月末現在)



第2層協議体から生まれた取組

課題 公共交通が無く、移動の手段が限られる中で、自力で移動することが難しくなった人が、それまで参加していたサロン参加を諦めなければならない現状がある。



協議体に参加する介護事業所から送迎の提案あり

令和6年5月～ 試験的に運用を開始



※介護事業所は自身を地域の資源として捉え、無報酬(完全なボランティア)でも活動が続けたいとの意向を示している。



継続できる???他の地域でも可能??? 2

北方地区「サロンなし輪」と福祉事業所「翼SA」との連携

サロン概要

開催日時	毎月第4土曜日 10:00～13:00
活動場所	北方コミュニティーセンター 旧北方小学校
主な活動	体操 茶話会 各種イベント
参加人数	約40人



きっかけ

元々、サロンの支援者が送迎を担っていたが、お互いに気兼ねがあり、中にはサロンへの参加を諦める方もおられた。

利用者の負担感 ・「申し訳ない」「迷惑をかけたくない」など精神的な負担や遠慮。

支援者の負担感 ・送迎に対応するので、サロンの運営に関わる時間がない。
・支援が必要な人の送迎が不安。

➡**第三者の立場で送迎支援をしてくれる事業者はないだろうか**

三原市主催「高齢者の移動について考えるセミナー」資料より(写真:「みはらふくし情報」より)

- 校区の**地域福祉ネットワーク**で、「地域サロンの送迎に難しさがある」、「(事業所)デイサービス送迎者の空き時間に協力できるかも」等、具体的なやりとりから、連携が進んだ。

★話し合いのポイント

- ①移動が原因でサロンに来られなくなることを防ぎたい。
- ②介護保険サービスを利用するようになってからもサロンに参加してもらいたい。

地域での交流を続けてほしい、続けたい

送迎支援の流れ

- | | | | |
|--------|-------------------------|---|--------|
| (事前準備) | ①送迎利用者の取りまとめ | } | 地域の役割 |
| | ②事業所に利用者情報の共有 | | |
| | ③利用者情報をもとにルートや運転者等、配車決定 | | |
| (当日) | ④事業所が運転者と車両を準備 | } | 事業所の役割 |
| | ⑤開始の時間に合わせて自宅→サロン会場へ送迎 | | |
| | ⑥終了の時間に合わせてサロン会場→自宅へ送迎 | | |

話し
合おう

ファミリーネット本郷 (第2層協議体)

やっ
みよう

介護サービス事業所 による送迎支援

2か月に1度、民生委員やボランティア、福祉専門機関が集まって地域の福祉課題について話し合っています。

会議の中で、「会場まで歩くのが難しくなっても、サロンに参加したい」という思いが共有されました。しかし、サロン支援者に送ってもらうことは遠慮があり、参加を諦める人もいました。

そこで、サロン開催日に送迎を応援してくれる取り組みが“あったらいいな”と、何度も話し合いが行われました。

話し合いの中で、ネットワーク会議のメンバーでもある翼介護サービスと協力して送迎の取り組みを始めることとなりました。

送迎支援が始まったことで、今までサロン参加を遠慮していた人も集まることができるようになりました。



安心して、いきいきと 暮らせる地域へ

好評
です!

参加者からは「送迎を頼みやすくなって、気兼ねなくサロンに参加できる」と好評です。

翼介護サービスの住田さんは「事業所が地域の役に立ててうれしい。これからも、地域の人に喜んでもらえる事業所になりたい」と話しています。



三原市社会福祉協議会 社協だよりNo.79 (2025.1.1)号より

<送迎支援ができてよかったこと>

これまで参加を諦めていた人が来られるようになった
(サービス付き高齢者住宅に住んでいる人も参加)

継続性を高めるため、
補助制度を検討したい



介護保険制度における移動支援

住民が中心となって考え、実施する移動支援でめざすもの

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる

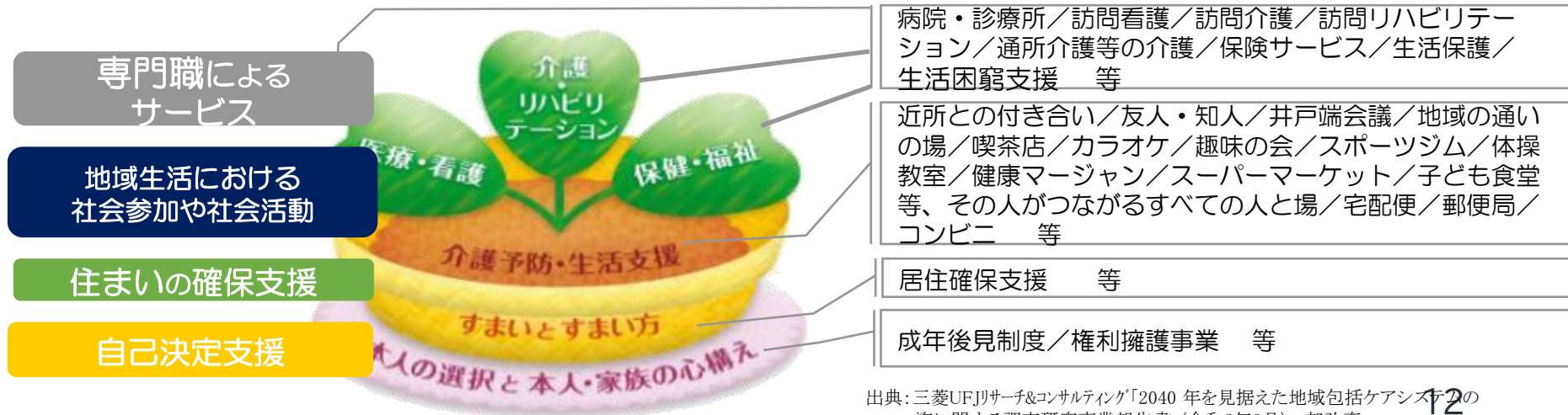


自分らしく暮らし続けるために、「移動」は欠かせない

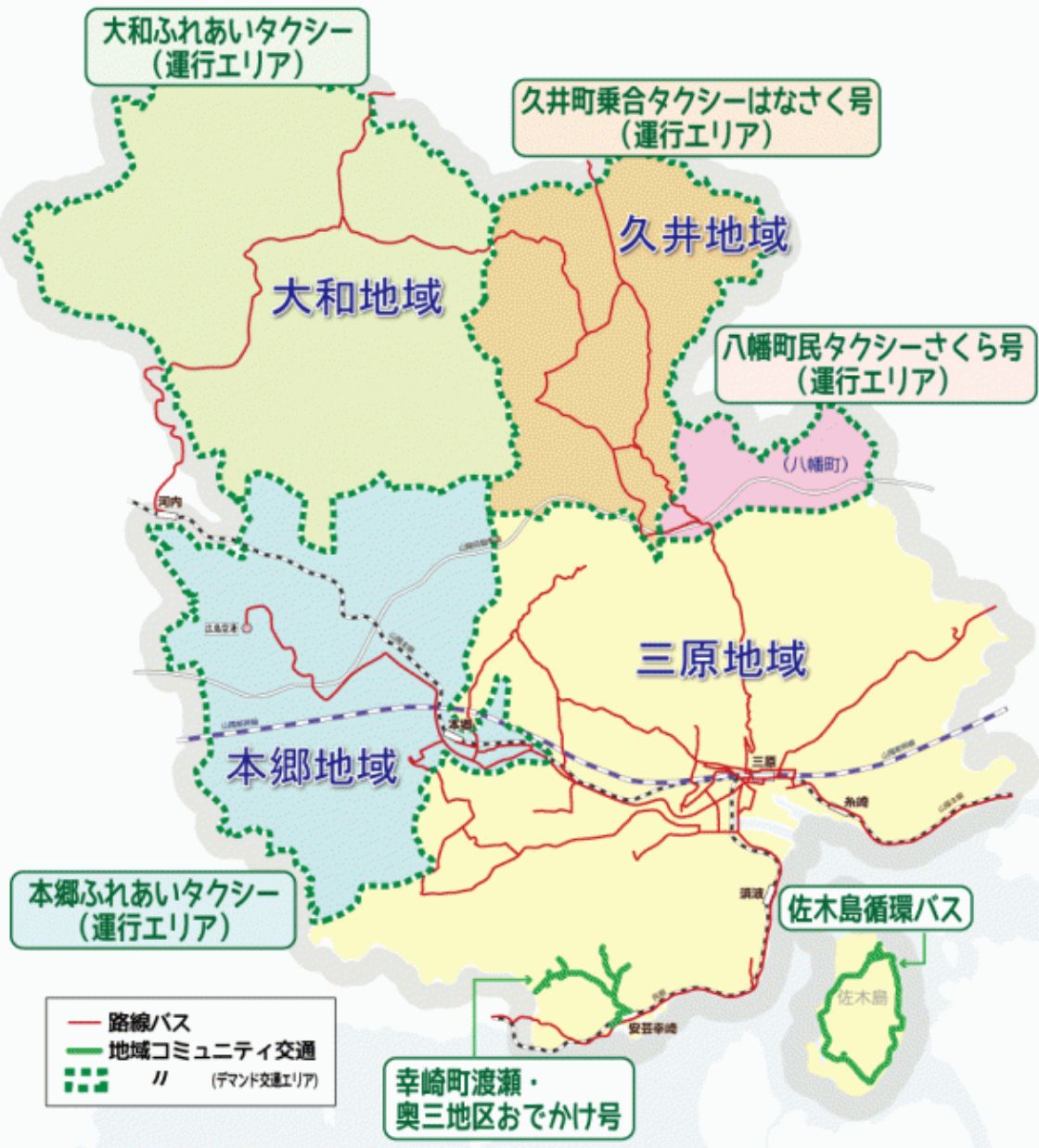
- ▶ サロン、趣味活動など集いの場への参加継続することにより介護予防、重度化防止につながる
- ▶ 買い物、通院などができることで、生活の困りごとが解決される
- ▶ 要介護等の認定を受けても、医療・介護専門職だけでなく地域との関わりを維持できる

三原市保健福祉部高齢者福祉課 提供資料

＜構成要素の具体例＞



三原市内には路線バス4社のほか、6地域で地域コミュニティ交通が運行している



須波地区におけるコミュニティ交通

須波乗合タクシー さざなみ号 実証運行

自宅近く ～ 須波地区内の目的地 をつなぐ みんなが
ご利用ください！

「須波乗合タクシー さざなみ号」を、三原市が運行します。

- 運行時間帯を区間に沿ってご定めてお渡しし、須波地の利用者と乗り合わせて目的地へ運行します。
- 須波地区内では、自由に目的地を指定できます。

【ご注意】乗客の乗り降りのため、時刻表の10分前後で時間がかかる場合があります。

【実証運行期間】令和7年2月18日（火）～3月27日（木）

運賃（1乗車）

300円

- ・子ども割引、高齢者割引等は無料
- ・支払いは「現金」のみです。
- （乗客手に持ち歩きをお願いします。）

各乗降地帯利用による制約がかけられます。

各乗降地帯乗車料
の上限200円

① 三原市乗降地帯
② 須波地区乗降地帯

① 200円
② 300円

各乗降地帯乗車料
の上限200円

① 三原市乗降地帯
② 須波地区乗降地帯

① 200円
② 300円

時刻表

便	運行時間帯	三原市へ行く	三原市から須波へ
1	7:30	→ 3便出発	
2	8:30	→ 3便出発	
3	10:30	→ 11便出発	
4	11:20		← 11便到着
5	12:30	→ 13便出発	
6	13:00		
7	14:20	← 14便到着	
8	15:20	← 15便到着	

※ 須波15:00の時刻表は実証運行

運行日

火・水・木

平祝日は運休

デマンド型乗合タクシー

本郷ふれあいタクシー

当日
のみ
乗車可
（乗車料）

お支払い
（乗車料）

自宅近く ～ 本郷町のまち中 をつなぐ
乗合タクシーを運行しています！



運賃（1乗車）

300円

- ・子ども乗車、貸付する乗客は2名以内
- ・交通系ICは「現金」のみです。
- ・運転中に急な急停車はいたしません。

乗客乗車時乗車料
の上限が200円

乗車料
現金 300円
交通系IC 200円

現金 300円
交通系IC 200円

乗車料
現金 300円
交通系IC 200円

現金 300円
交通系IC 200円

乗客乗車時乗車料
の上限が200円

乗車料
現金 300円
交通系IC 200円

現金 300円
交通系IC 200円

乗車料
現金 300円
交通系IC 200円

現金 300円
交通系IC 200円

※乗車乗車料、乗車乗車料、乗車乗車料
1乗車の運賃で乗り降りができます。

運 行 日

月・水・金

※祝日、12/29～1/3は運休

本郷ふれあいタクシー受付事務所

☎0848-85-0818

月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）

予約受付日

受付時間

7時45分～16時

※お昼も可。各便の予約は、前日までに予約してください。当日は、前日（前日）の便は、前日までに予約してください。当日は、前日（前日）の便は、前日までに予約してください。当日は、前日（前日）の便は、前日までに予約してください。

※キャンセル（予約の取り直し）は、必ず事前に連絡してください。

前日、前日のキャンセルは、おのおの便に連絡ください。前日（前日）の便は、前日までに予約してください。当日は、前日（前日）の便は、前日までに予約してください。当日は、前日（前日）の便は、前日までに予約してください。

※前日（前日）の便は、前日までに予約してください。当日は、前日（前日）の便は、前日までに予約してください。当日は、前日（前日）の便は、前日までに予約してください。

運営主体：本郷町町内会長連合会

三原市のR6年度（2024年度）の行動計画

中間目標	具体的な行動	実施者
1 介護保険法や道路運輸法など関連法律など、移動支援事業化に必要な知識を得る。	①庁内関係課、社会福祉協議会（生活支援体制整備事業受託事業者）とで勉強会を実施する。 ②疑問点を具体化し、解決する。 ③住民や事業者に対し、活動意識を高めるためのセミナーを開催する。	高齢者福祉課 社会福祉課 生活環境課 生活支援コーディネーター
2 移動支援を実施するにあたって必要な要件を把握する	①移動支援をすでに実施している団体にヒアリングを行う。 ②どのような体制で活動し、何にどの程度の経費がかかっているのかなど、具体的に聞き取る。 ③聞き取った内容を整理し、実施に向けてどのような支援が必要かを検討する。	社会福祉課 高齢者福祉課 生活支援コーディネーター
移動支援実施に対する、地域の活動者の意向を把握する。	①サロン送迎団体へのアンケートを実施し、現状と課題を把握する。 ②「地域ビジョン」で移動に課題を感じている地域組織にアンケートを実施し、移動支援実施の課題を把握する。	高齢者福祉課

NPO法人 三原ダイヤサロン

三原ダイヤハイツ（沼田東町の住宅団地）の自治会が母体

* ふれあい交流の場

誰でもいつでも気軽に行けるサロン

2013年 ダイヤサロン設立

2019年 NPO法人化

* 助け合いの場

日常生活上の困りごと支援活動

2016年 オタスケマン活動(移動支援を含む)

* 見守りの場

- ・ミニデイ(介護予防の通所サービス(移動支援を含む))
- ・食堂(食事提供サービス)2020年ダイヤいきいきセンター設立

三原ダイヤハイツの位置



市の支援がなくても活動
してきた団体をどうみるか

三原ダイヤサロンによる「オタスケマン」の活動

支援メニュー	内容	謝礼
ゴミ出し	自宅からごみステーションまでの運搬	50円/回(可燃、不燃、資源) 100円/回(大型ゴミ)
買物・通院支援	近隣地区 三原駅周辺(往復22km)	100円/回(片道) 400円/回(片道)
庭木の手入れ	伐採、剪定などの作業	750円/時間・人
丹羽の草刈り	草刈り、草取り作業	//
掃除	庭、雨樋など掃除作業	//
電球交換など	部品の購入、交換作業	//
その他	話し相手、子供の見守りなど	//



- ・有料のほうが利用しやすいとの意見を受けて、謝礼方式を採用
- ・リーダー2名 一人作業(ゴミ出し、送迎)、チーム作業(庭木選定、草刈り他)
- ・オタスケマン登録者 40人(女性15、男性25)
送迎支援のオタスケマン 8名(女性2名、男性6名)

沼田東地区へと
広域化を模索

令和7年度から移動支援に対する補助制度を開始

■利用対象者

要支援1・2認定者、事業対象者、継続利用要介護者

※自分で行きたい場所へ行くことや外出が困難な人に対する支援であること

※対象者の支援を目的とした活動であれば、対象者以外の人を利用していても補助可能

■補助対象団体

①住民組織

町内会、ボランティア活動団体、地域の有志

②住民の活動を支援する団体

特定非営利団体、共同労働組合、社会福祉法人、介護サービス事業者

③協議体が適当と認めた団体、その他、市長が適当と認める法人若しくは団体

※いずれも、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターとの連携は必要

4

課題意識の
ある人や組織の話
を聞きつつ、
アドバイザーにも
相談。

利用対象者の把握

(送迎利用者に要支援者、事業対象者が含まれているか)



地域包括支援センターとの連携

要支援者が含まれている

要支援者が含まれていない



要支援者のケアプランに
移動支援の利用を追記



利用者の中からフレイル状態に
ある人を把握し、事業対象者と
して認定を受ける



想定している送迎①

例)通いの場への送迎(サロン)



サロン

移動支援の実施主体

コーディネート役への人件費、
ドライバーへのボランティア奨励金を支払うことが可能。
※①～④の例すべてに共通

②送迎申し込み



①送迎希望者取りまとめ

③送迎ルート作成

④送迎時間の連絡

⑤送迎実施



送迎利用者

ガソリン代等の実費相当分、
送迎に対する任意の謝礼金を支払うことが可能。
※①～④の例すべてに共通

保険、会則づくり、
市との連絡調整など、
何でも一緒に
考えます



想定している送迎②

例)通いの場への送迎
(サロン)



サロン

③送迎利用者の連絡



福祉事業所

移動支援の実施主体

④送迎ルート作成・連絡

②送迎申し込み

①送迎希望者取りまとめ

⑤送迎時間の連絡

⑥送迎実施(車両・運転手提供)



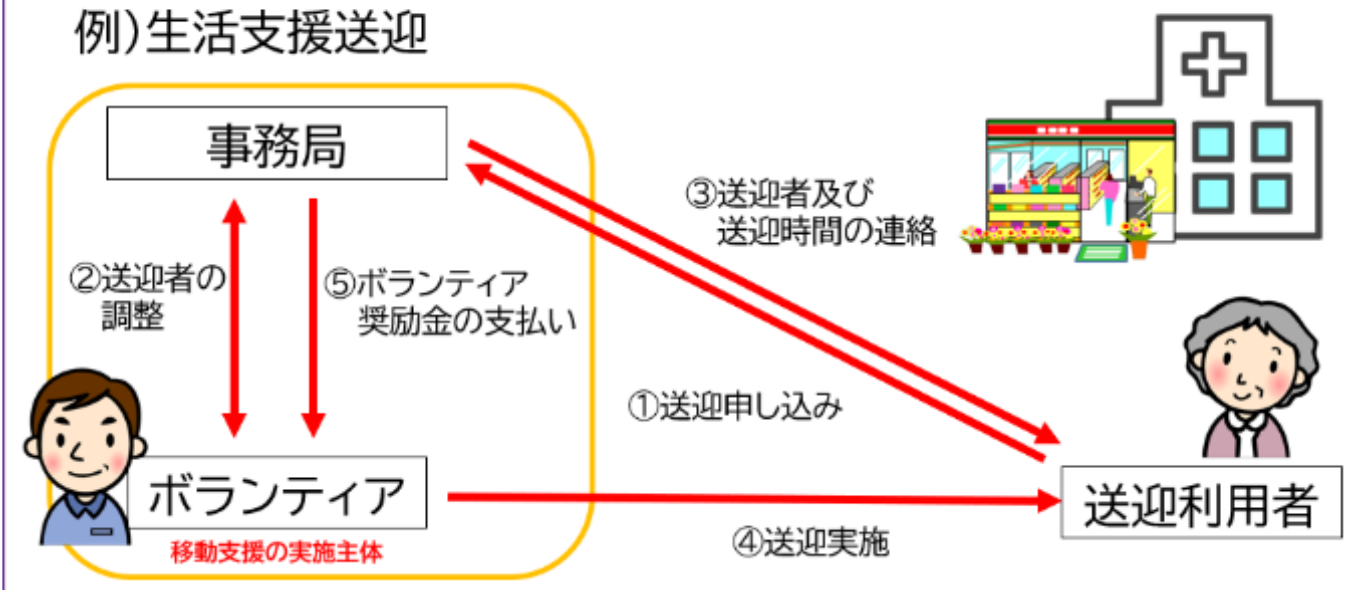
送迎利用者

三原市保健福祉部
高齢者福祉課 提供
資料



想定している送迎③

例)生活支援送迎



市の交通担当と
相談し、地域の
話を聞いて、方
針を立てました

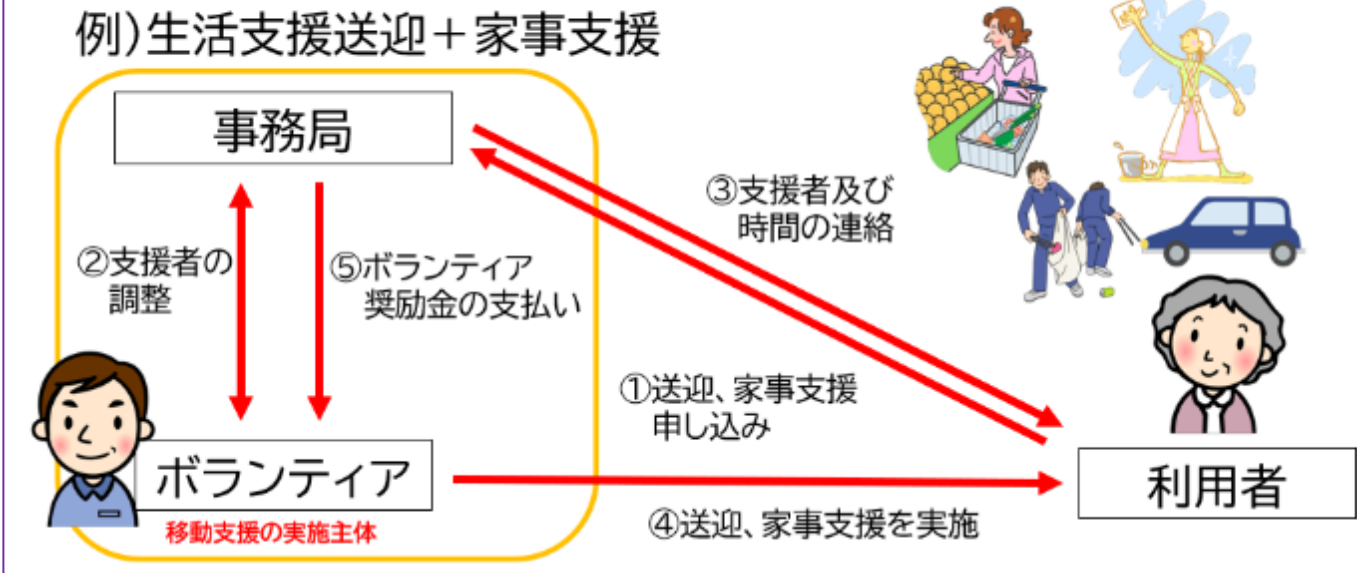


高齢者
福祉課



想定している送迎④

例)生活支援送迎+家事支援



三原市保健福祉部
高齢者福祉課 提供
資料



補助要綱の概要

第6条 補助対象経費(移動支援に関するもの)

人件費	報酬、給料、賃金、共済費等(但し、サービスの利用調整に係るものに限る)
報償費	講師謝礼、ボランティア奨励金等※
研修費	研修会受講料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	自動車借上料等
備品購入費	備品(2万円以上の物品)の購入費等

※ボランティア奨励金：広島県最低賃金の4/5を上限とする
(1995年労働省職業安定局が示した目安を参考)

第7条 補助金の額

サービス・活動類型	補助上限額	
訪問型(生活支援)	週4日未満 50万円/年	週4日以上 100万円/年
移動支援		

R7年10月時点の交付状況

- ・本郷町北方 サロン送迎 約15万円
- ・三原市旭町・古浜 サロン送迎 約23万円
- ・大和町上徳良 サロン送迎 約45万円

補助制度というツールを
持って地域に出てみると、
色々反応がある

常設サロン「にこにこサロンあさひ」

サロンの概要	毎週水曜日、旭町自治会集会所にて。 参加対象者は、旭町、古浜地域の住民
経緯	参加者は概ね徒歩で参加しているが、参加者の中には徒歩での参加が難しい人や、国道185号を渡ることが怖いと感じておられ送迎支援が検討された。 R7年4月から、アップル介護サービスとサロン支援者の送迎支援を受けながら往路の移動支援を開始。帰りは介護予防のため、徒歩で帰宅されている。サロン支援者、市、市社協で事業説明と打合せを実施。
送迎の仕組み	①送迎希望者を取りまとめ(サロン支援者) ②サロン支援者からアップル介護サービスへ送迎希望者を連絡 ③当日の往路のみをアップル介護サービスの車両・運転手が移動支援 ④サロン終了後、送迎希望者は徒歩で帰宅
送迎希望者	3名(うち1名が事業対象者)
送迎支援者	アップル介護サービス
送迎費用	送迎費用 ボラ報償費 1回800円。コーディネーター人件費 サロン・アップルそれぞれ1,100円 利用者自己負担はなし。

4. 事例紹介：国東市の居場所づくりと移動支援

国東市内支え合い活動 10地区(※市内全16地区) 4行政区

第1層：国東全域(1ヶ所) 約25,000人
【※寄ろう会(え)：年3回開催 1ヶ所】

第2層：旧町 (4ヶ所) 約3,000～9,000人
【※語ろう会(え)：年1～2回開催
国見、国東、武蔵圏域 3ヶ所】

第3層：旧小学校区(16ヶ所) 約400～4,000人 拠点：地区公民館
【※生活支援(カフェ、ミニデイ)・協議体 10ヶ所】

第4層：行政区(130ヶ所) 約10～600人
【※週一体操(37ヶ所)：目的 運動機能向上】
【※サロン(162ヶ所)：目的 閉じこもり予防】

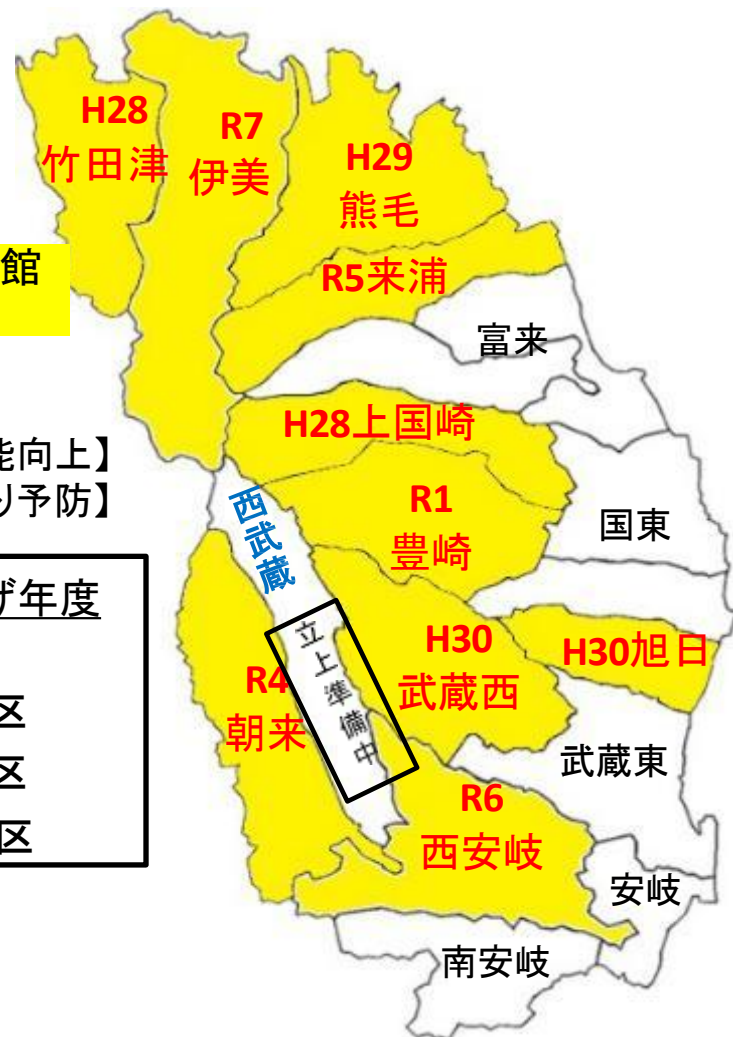
地区公民館単位：立上げ年度

H28：国東町上国崎
国見町竹田津
H29：国見町熊毛
H30：国東町旭日
武蔵町武蔵西
R1：国東町豊崎
R4：安岐町朝来
R5：国東町来浦
R6：安岐町西安岐
R7：国見町伊美

行政区(自治会)単位：立上げ年度

R3：国東町富来地区松原区
安岐町西武蔵地区富永区
安岐町南安岐地区大添区
R5：国東町国東地区今在家区

【令和7年8月末現在】



地域の立上げ組織（リーダー、発起人）ご紹介

1. 地区公民館

（部会から活動立上げ）



2. 区長会

（各行政区から役員人選、活動立上げ）



3. 有志の会

（講演会、勉強会参加者から組織設立）



4. 既存組織

（地区社協、活性協から活動立上げ）



5. 民生委員

（地区の課題を共有し、活動立上げ）



国東市社会福祉協議会に委託・配置

第1層生活支援コーディネーター 1名
第2層生活支援コーディネーター 3名
第3層生活支援コーディネーター 2名

居場所への送迎や買い物支援、生活支援 (一般介護予防事業)

【団体名】サポートセンターあらたにカフェ(スタッフ数:53名)

【主な活動】

- 居場所づくり:カフェ(月14回)、ミニデイ・送迎付(月2回)
- 生活支援「ちょい加勢」:買物・通院支援、草刈り他(随時)
- スマホ教室(月2回)
- イベント:フットパス

あらたに会の生活支援の歩み

- 【①活動開始】平成29年4月~
- 【②活動実績】
- | | | |
|-------|-----|----------------|
| 平成29年 | 5件 | (内容:草刈り) |
| 平成30年 | 13件 | (内容:草刈り) |
| 平成31年 | 31件 | (内容:買物支援) |
| 令和 2年 | 9件 | (内容:草刈り、買物支援) |
| 令和 3年 | 21件 | (内容:草刈り、買物支援) |
| 令和 4年 | 46件 | (内容:草刈り、買物支援) |
| 令和 5年 | 37件 | (内容:買物支援、通院支援) |
| 令和 6年 | 60件 | (内容:買物支援、通院支援) |
- 【③通院課題】病院までの距離、待ち時間など



ミニデイ・体操



カフェ



買物ツアー

あらたに会：買物ツアーのしくみと流れ

- ・活動日：第1.3 水曜日（月2回）
- ・利用料：100円（あらたにカフェ コーヒー代）
- ・行き先：国東町内商店 ※カフェにて「今日は、どこのお店に行くかえ？」
- ・利用者：5名（実人数）
- ・送迎体制：利用者2名（送迎車：1台）利用者3名以上（送迎車：2台）
- ・送迎車：自家用車（マイカー）※自動車専用保険加入対応
- ・送迎スタッフ数：8名 ※訪問型サービスBより奨励金等支出
- ・年1回 安全運転講習会 ※国東自動車学校にて

●タイムスケジュール

【①自宅へ	利用者お迎え】	9:00
【②あらたにカフェへ	利用者送り】	9:10
【③あらたにカフェで	一緒にコーヒー】	10:00
【④あらたにカフェ出発	商店へ送り】	10:10
【⑤町内商店で	皆で一緒に買物】	10:50
【⑥町内商店から	自宅へ送り】	11:00

走行距離：自宅⇄あらたにカフェ（往復：4km）

走行距離：自宅⇄町内商店（往復：20km）



あらたに会：通院支援の活動のしくみと流れ

- ・活動日：利用者のニーズに基づく、事前予約制
- ・利用料：片道100円と場所？（利用者自宅～国道沿いの最寄りのバス停）
- ・行き先：バス停
- ・利用者：3人
- ・送迎体制とマッチング：1：1で、送迎部長が電話申込窓口で各行政区送迎スタッフに活動調整連絡。
- ・送迎車や送迎スタッフ：自家用車（マイカー）※自動車専用保険加入対応
- ・送迎スタッフ数：8名 ※訪問型サービスBより奨励金等支出

【①自宅へ	利用者お迎え】	8:00
【②田深バス停へ	利用者送り】	8:30
【③田深バス停で	バス乗車】	8:45
【④バスにて	市民病院到着】	9:26
【⑤国東市民病院にて	診察】	
【⑥市民病院前で	バス乗車】	13:45
【⑦田深バス停で	利用者お迎え】	14:13
【⑧自宅へ	利用者送り】	14:30

総走行距離：自宅⇄市民病院（往復：40km）

互助送迎距離：自宅⇄田深バス停（往復：14km）

5時間

活動時間以外は
“自分の生活時間”



「竹田津くらしのサポートセンターかもめ」(大分県国東市) H28 ~

竹田津地区公民館を拠点に、1～5を実施。

1～4の送迎を実施。

2017年に、カフェ&送迎からスタートし、ニーズに応じて展開



1 カフェ(週1回、13～15時)

2 送迎付き食事会(月2回)

3 送迎付きサテライトカフェ(月4回)

4 買い物支援(2での出張販売 ※商工業者4社との連携)

5 「ちょい加勢」(生活支援)

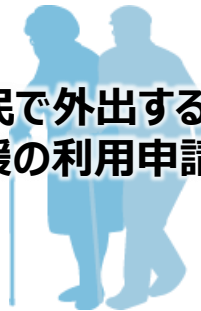


送迎：無料
ちょい加勢：
30分
300円



対象者：地区住民で外出するのが困難と判断、
送迎及び外出支援の利用申請をされた方

2017年1月開始



コロナ禍、サテライトカフェ、
交通施策の変化、自治組
織の再編など変化を重ね
ている

補助

一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業) 1カ月上限15万円

ちょい加勢は、2021年度から訪問Bの補助が適用になった

令和7年4月25日現在

“にしあき元気会”

R6～私たちの歩み

経過報告書！

R4.12～



【安岐地区 民児協定例会】
毎月1回（第1木曜日 10時開催）
地域課題や活動での困り等の“情報共有の場”



【にしあき元気会（有志の会）発足！】 R6.7/19
組織：西安岐全8名の民生委員・児童委員と（賛同者）
目的：地域の“融和協調と課題解決”を図る

R6.8/27

60名



かもめ
坂口会長

松井
国東市長

歩み④ 勉強会2：これからの地域づくり講演会

【自分の為から地域の為に！組織は緩く。プログラムは魅力的】

大分大学経済学部山浦陽一准教授を講師に、これからの地域づくりの方向性を皆で楽しく学びました。組織の企画・運営を行うマネージャーの存在の大切さも学びました★

R6.10/16

15名



歩み⑤ 勉強会3：栄養講座

【栄養の大切さとちょっとした工夫で減塩】

県栄養士会の衛藤様を講師に、栄養の大切さを学ぶ。即席焼きそばにもやし追加！納豆のタレ3分の1！チョットした工夫で減塩食に！

R6.10/30

7名



歩み⑥ 勉強会4：食品衛生講座

【地域食事会では、福祉目的の届出を！】

県保健所本田課長様を講師に、食中毒の主な病因物質、手洗いと食中毒予防のポイント更に営業許可と届出を学ぶ。西安岐で展開する場合に、保健所への届出！

「にしあき元気会」(安岐町西安岐地区)

R6年～

STEP	日時	内容	講師	目的
1 地域づくり	7月30日 (火) 10時半～12時	「子どもたちとの居場所づくり」 県内事例紹介 と 私たちが取組みたい事 【場所: 国東市安岐総合支所 2階会議室】	大分県社協さん 西安岐民生さん	繋がり の大切さ
2 地域づくり	8月27日 (火) 10～12時	「これからの地域づくり講演会」 地域運営組織による 支え合い活動 【場所: 国東市安岐中央公民館 ホール】	大分大学経済学部 准教授 博士 山浦 陽一さん他	取組の 意義
3 食事	10月16日 (水) 10時～11時半	「栄養摂取の大切さと簡単な調理方法 について」 今後の居場所づくりでのメニュー検討へ	大分県 栄養士会 衛藤 寿恵さん	栄養の 大切さ
4 食事	10月30日 (水) 10時～11時半	「食品衛生 について」 今後の食に関する、衛生面の学びの場へ	大分県東部保健所 国東保健部 本田 顕子さん	衛生面の 大切さ
5 口腔	11月8日 (金) 10時～11時半	「口腔 と 健康について」 高齢者の口腔ケアのポイント集！	大分県 歯科衛生士会 有松 ひとみさん	口腔の 大切さ
6 カフェ	11月下旬 10時～11時半	「美味しいコーヒー 淹れ方セミナー」 コーヒー豆の違いによって味の違いを知る	地元コーヒー豆 取扱い店の方	コーヒー の美味しさ
7 移動	12月13日 (金) 10時～12時	「ライドシェアや道路運送法って、何？」 白タク行為にならない、移動支援あるんだ！	全国移動ネット 事務局長 伊藤 みどりさん	安全な 送迎支援
8 地域づくり	1月25日 (土) 10時～12時	「医療・介護保険制度の動向について！」 支え合い活動は、地域づくりなんだ！	国民健康保険 中央会 理事長 原 勝則さん	互助の 生活支援



支え合いの地域づくり

「学び、考え、行動へ」仲間づくり！

R7年8月:全戸ヒアリングニーズ調査を
実施 800世帯 調査員54名体制

29

国東市社会福祉協議会 作成資料より

参考：神石高原町二つの方法で通いの場等への移動支援を実施

「神石高原町高齢者の社会参加に係る移動支援事業実施要領」に基づき実施します

(目的)

高齢者の社会参加を促進し、介護予防・健康づくりの推進を目的として、通いの場、サロン、認知症カフェの移動支援を実施します

(対象)

通いの場、サロン、認知症カフェの参加者のうち、次に該当する方

- ・ 参加者が運転する自家用車への同乗を希望する方【参加者同士の乗合せ】
- ・ 移動手段がタクシーに限られる方【タクシーの乗合せ】

(支援内容)

- ・ 町内の住民主体の通いの場への移動（往復）
- ・ 町内の住民主体のサロンへの移動（往復）
- ・ 町内の住民主体の認知症カフェへの移動（往復）

参加者同士の乗合せ

運転手・同乗者を決める

※車両は運転手の自家用車に限る
※運転手・同乗者に変更がある場合は町役場に要連絡



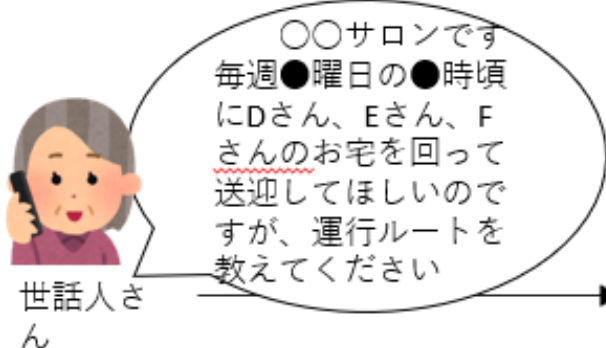
送迎用保険の加入手続き

※車両は対象外

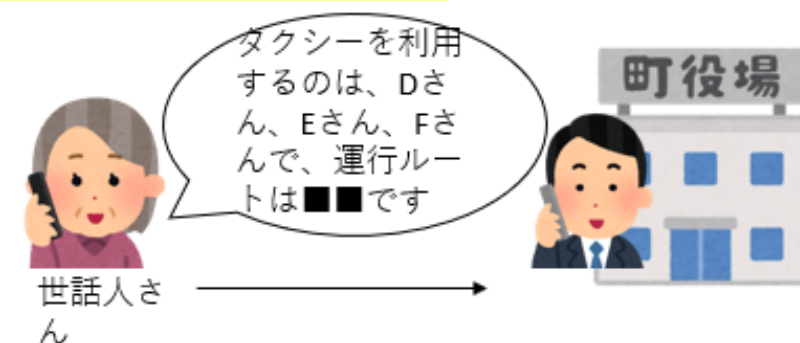


タクシーの乗合せ

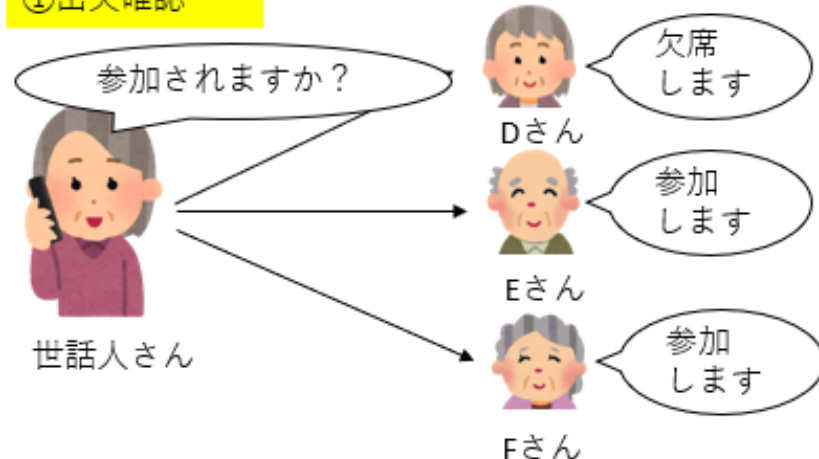
タクシー会社に運行ルートを相談



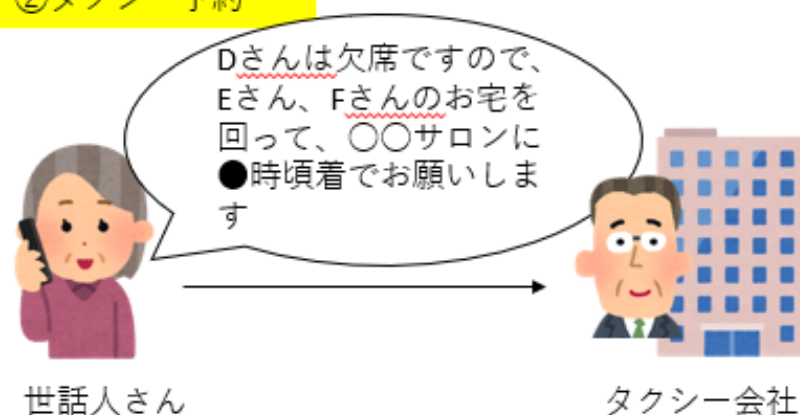
運行ルート of 了解を得る



①出欠確認



②タクシー予約



タクシー事業者との調整⇒運転ボランティア養成にブレーキ
⇒世話人による送迎をしくみ化&タクシー事業者に依頼

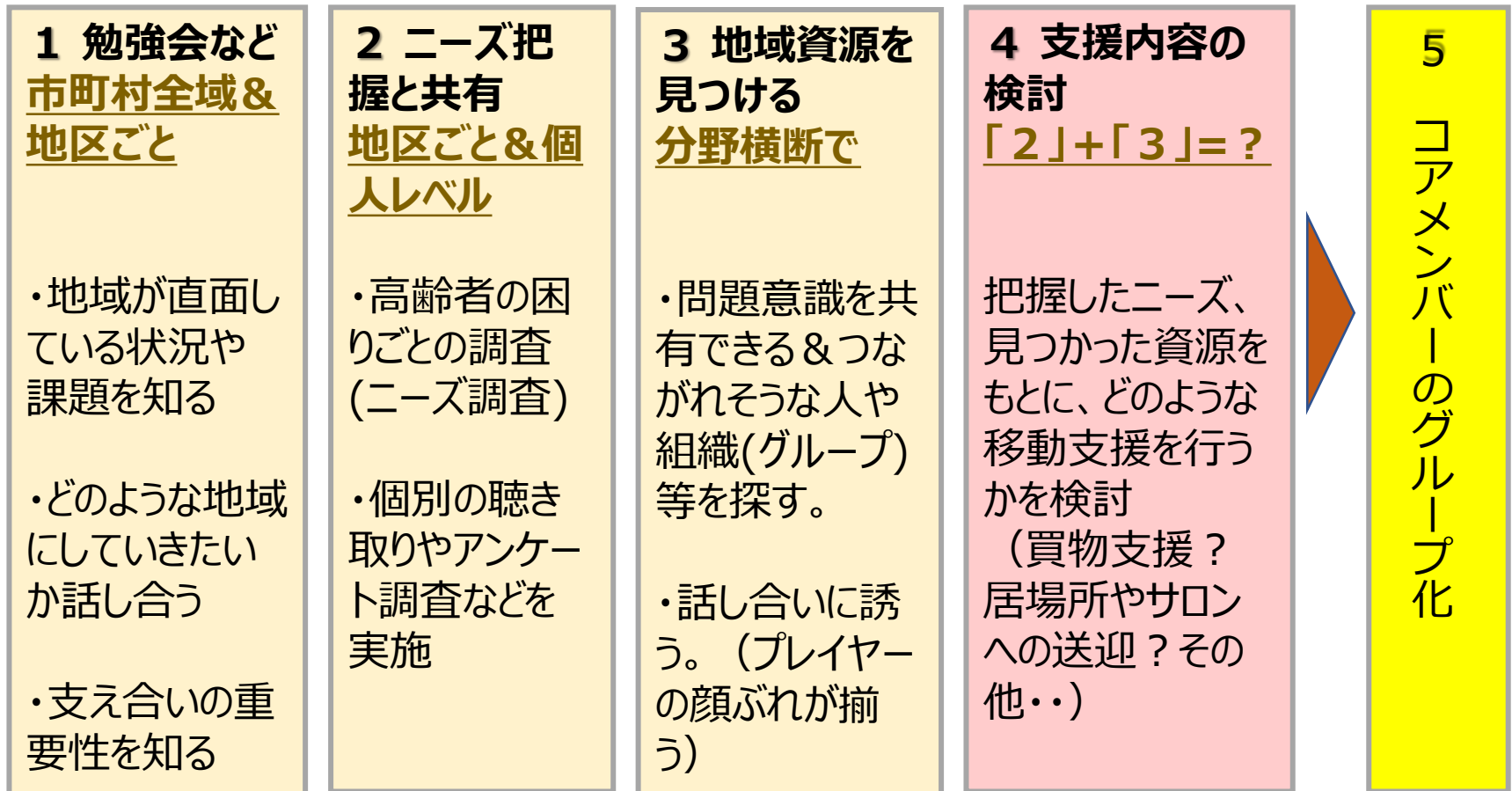
参考) 一般介護予防事業と連動した移動支援の枠組み (整理表)

注: 通いの場へ別主体が送迎する場合を想定 (通いの場の実施主体が自ら送迎する場合を除く)

目的地	想定される送迎の実施者	実施方法	利用対象者	サービス類型	備考(金額等)	近い事例
通いの場	①社会福祉法人 ②タクシー事業者	委託	高齢者全般	一般介護予防事業	通いの場の予算で実施。 ②は運賃相当の委託額を想定。	①多数 ②大分県竹田市、 北海道釧路町、 神石高原町
	通いの場の世話人	直接実施	高齢者全般	一般介護予防事業	マイカーボランティア等に謝金や燃料費を払う	神石高原町
	社会福祉法人	委託	要支援者等が1人以上	サービス・活動A	(従来の)基準緩和の考え方不要	D類型で委託実施のケースあり
色々	地域コミュニティ	委託	高齢者全般	一般介護予防事業	行先は仕様書に沿って受託者が決める	広島県福山市
色々(移動支援の実施団体)	色々な団体が申請	補助	参加者は誰でも	一般介護予防事業	行先等は要綱に沿って団体が決める	神奈川県秦野市、 町田市
			要支援者等が1人以上	サービス・活動B/D		多数
通いの場	色々な団体が申請	補助	要支援者等が1人以上	サービス・活動D	行先等は要綱に沿って団体が決める	多数

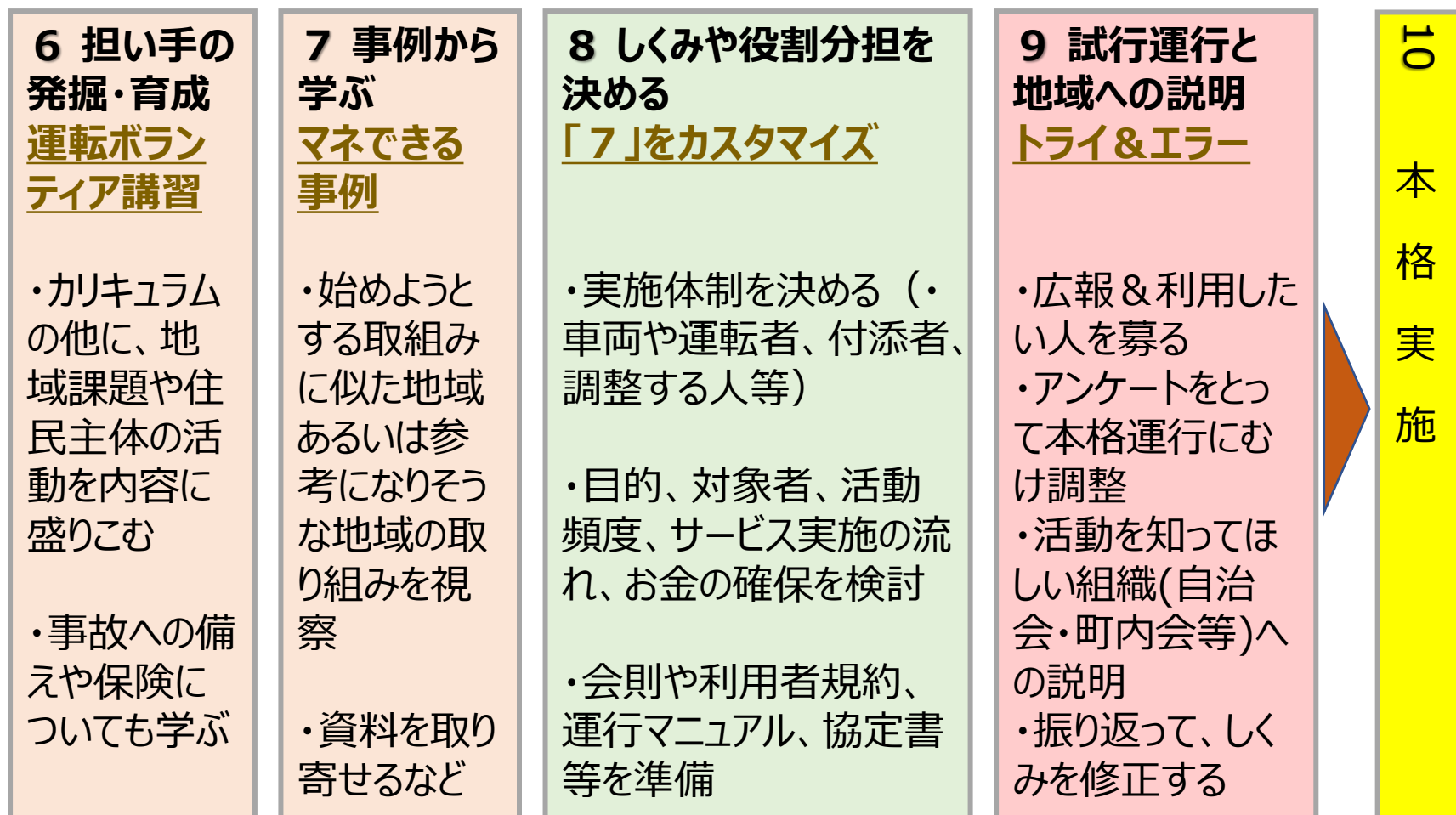
5. 住民主体の移動支援の立上げプロセス

住民主体の移動支援の創出の流れ（例）



協議体や活動団体での話し合い・誰でも参加 → → 熱意のあるメンバー発見

住民主体の移動支援の創出の流れ（例）



熱意のあるメンバー＋サービスの担い手



関係団体や住民

(1) 移動支援がなぜ必要なのか話してみよう

誰と？

通いの場まで
歩いて行けない

坂が多いので
買物の荷物
を持って登れ
ない

バスの本数が少ないので
通院は一日仕事

通院以外は頼め
る人がいない

最近、誰とも話を
していない

近所のスーパーが閉
店してから買い物が
大変

食事は、お惣菜を買っ
て済ませることが多い

免許返納したら、こ
の町では暮らしてい
けない

一方で…

- ・ 家族が送り迎えしているから大丈夫
- ・ マイカーがないと生活できないから免許返納はしない
- ・ まださほど困っていない
- ・ それは役所の仕事でしょ！

<具体化の手法や考え方>

- ・ 交通サービスの活用や見直しについて、課題設定が可能か。
- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等のデータから地域の高齢者を見る。
- ・ 専門職、民生委員、サロン等を対象としたアンケート調査で個別課題を把握する。

困りごとを「見える化」「共有」する

誰と？

◎近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください。
(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという方が
できることも一緒に○をつけて下さい)
(あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください)

手助けできること
① 見守りや声かけ（安否確認）、日常の話し相手
② 将棋、碁等のゲームの相手
③ ゴミ出し
④ ちょっとした手助け（電球の交換や家具移動など）
⑤ 家電製品の設置
⑥ 草むしりや庭掃除
⑦ 庭木の剪定
⑧ 室内の掃除や洗濯
⑨ 買い物の送迎や代行
⑩ 通院の送迎や付き添い
⑪ 惣菜のおすそ分け（食事のしたく）
⑫ その他（ ）
⑬ 特に無し

ご協力ありがとうございました。

市役所高齢課 生活支援コーディネーター

◎今困っていて、「現在誰かに手伝って欲しいこと」を教えてください。
(あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください。)

現在誰かに手伝って欲しいこと	当てはまることに ○を付けて下さい
① 見守りや声かけ（安否確認）、日常の話し相手	
② 将棋、碁等のゲームの相手	
③ ゴミ出し	
④ ちょっとした手助け（電球の交換や家具移動など）	
⑤ 家電製品の設置	
⑥ 草むしりや庭掃除	
⑦ 庭木の剪定	
⑧ 室内の掃除や洗濯	
⑨ 買い物の送迎や代行	
⑩ 通院の送迎や付き添い	
⑪ 惣菜のおすそ分け（食事のしたく）	
⑫ その他（ ）	
⑬ 特に無し	

＜裏面もありますので、よろしくお願いいたします＞

資料提供：栃木県さくら市高齢課

＜住民向けアンケートで意識したいこと＞

- ・アンケート調査の実施は、仲間づくりのはじめの一步
- ・地区住民を対象としたアンケートは記名式で、“すぐに利用したい”人は何人？
- ・通院と買い物ができれば、くらしの困りごととは解決？

どんな移動支援が必要か、具体的に話し合ってみよう

誰と？

(参考) 検討の素材：●●●地区にある高齢者の移動の支援策 整理表

手段	Aマイカー 運転	B家族等の 送迎	C●●バス	D社協の外出支援サービ ス	E●●の買い物ツ アー	F●●号 (取組)
目的地	どこへでも	複数	福祉センター	地元診療所、市町村外の 医療機関	スーパー	スーパー、ドラッグス ストア
趣旨	自由な移動 手段	移動手段、家 族の絆、つな がり	日常の買い物	通院手段の確保、通院費 用の軽減	盆と正月に入用なも のの調達	外出促進、介護予防、 つながり
頻度	いつでも	頼めるとき	火・金	火・水	お盆前、年末の土日	月2回
利用実態				登録20人（実利用10-15 人）1回数人	1回10人余り	1回4人平均
車両	マイカー	マイカー	マイクロバス	役場車両（NOTE等）	役所のマイクロバス	リース車（ハイエ ス）
主な利用 者の状態	運転できる 人	頼める人がい る人	歩行できる人、自分 で買い物できる人	歩行できる人（杖歩行含 む）	歩行できる人、自分 で買い物できる人	歩行や買い物にサポー トが必要な人
運行形態	ドアツード ア、予約不 要、個人	ドアツードア、 要予約、相乗 り	バス停⇄福祉セン ター、定時定路線、 相乗り	ドアツードア、要予約、 相乗り	自宅⇄ラッキー、相 乗り、予約不要	ドアツードア、要予約、 相乗り
実施者	本人	家族・友人等	福祉センター（職 員） ※手助けも	役場（職員1名） ※付添は●●サービスの 有償ボラ	●●会、役場	役場、有償ボランティア（1回2～3人／登録17 人中）
問題点	運転への不 安	頼むことへの 気兼ね	バス停-自宅間 時間が短い	目的地の限定 ※受診同席を求める人も	日常の支援ではない	予約の手間 日常の支援には少ない
利用料等	なし	なし	なし	なし	なし	なし
コスト負 担	本人（車 両）	家族・友人等 （車両）	ラッキー（車両、人 件費）	役場（車両、人件費）	役場（車両、人件 費）	役場（車両、人件費）

(2) しくみづくりに役立つ情報を入手し、提供する

「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」(2025年3月)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001880928.pdf>



許可・登録を要しない運送の検討

ちよつとの範囲で 移動支援サービスができればいいんだけど・・・

有償での運送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない運送」という形で、自家用車（白ナンバー）を使って高齢者等を運送するサービスを実施することができます。

公共ライドシェアは有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない
運送って無料なの？



道路運送法上の「許可・登録を要しない運送」について

「（前略）高齢社会や共働きの進展、地域へのさまざまな観光客の来訪などを考慮すると、地域での互助活動・ボランティア活動による運送、自家使用の自動車による運送等にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動の維持が困難になることも現実である」

「地域における移動資源の確保がかなり困難になっているなかで、道路運送法における許可又は登録を要しない運送についても、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが重要であることから、改めて下記のとおり整理した」

「このガイドラインの運用にあたっては、無償運送行為が本来は自由に行えるものであり、一般の方々が「許可又は登録」をせずに行える運送行為を安心して行えるよう記述したものであることを理解しておく必要がある。」

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和6年3月1日物流・自動車局旅客課）」より抜粋

目次

交通の制度について

地域における移動手段を確保するために	1
「福祉」と「交通」の協力へ向けて	3
公共ライドシェアとは	5
許可・登録を要しない運送の検討	7
「有償」に該当しない場合とは	9
運送に関連して金銭授受が行われる場合の取扱い	12
地域交通のリデザイン	13
公共ライドシェアの制度の見直し	16
福祉としての輸送手段を地域交通にも活用している事例	17
福祉×交通の事例に活用できる予算	17
＜参考＞ 様々な移動の足の確保の方法	19
交通事業者が協力できること	20

福祉の制度について

なるほど！介護保険制度と移動支援サービス	21
詳しく！対象者以外が利用する場合の考え方	25

運送主体別事業モデルチャート	27
----------------	----

事業モデル（許可・登録が必要）

許可・登録モデル 1【NPOなどによる運送】	29
許可・登録モデル 2【市町村による運送】	31
許可・登録モデル 3【4条ぶら下がり】	33

事業モデル（許可・登録が不要）

許可・登録不要モデル 1【実費相当モデル】	35
許可・登録不要モデル 2【生活支援モデル】	36
許可・登録不要モデル 3【会費モデル】	37
許可・登録不要モデル 4【施設送迎モデル】	38
許可・登録不要モデル 5【補助金・寄付モデル】	39
許可・登録不要モデル 6【運転委託モデル】	40

理解を深めるために

＜参考＞ 地域交通に関する関連サイト	42
許可・登録を要しない運送のQ&A	43
安全の確保について	45
用語集	47

許可・登録不要モデル1	(実費相当モデル)
許可・登録不要モデル2	(生活支援モデル)
許可・登録不要モデル3	(会費モデル)
許可・登録不要モデル4	(施設送迎モデル)
許可・登録不要モデル5	(補助金・寄付モデル)

➡ 生活支援サービスとの一体運送は・・・

- ・ ゴミ出し、電球交換などと付添・同行支援は同じ金額設定でなくてもOK
- ・ 買い物同行や通院の付添が目的であれば、受け取るお金は運送の対価には当たらない。
- ・ 「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ない。

例えば・・・

＝片道であっても、付添・同行が行われれば、許可・登録は不要(室内は付添が必要ない場合など)。付添・同行の時間より運送の時間が長くても、許可・登録は不要(目的地が遠い場合など)

※「目的地への運送のみ」になっていないこと

子供の送り届けと考え方は同じ



参考) 役立つ動画のご紹介

1. 静岡県御殿場市「ほっくばら買い物支援プロジェクト ひまわり」(7分19秒)
<https://www.youtube.com/watch?v=B1fo4I94Uwg&t=87s>
#買い物支援 #社会福祉法人の空き車両 #創出プロセス #関係者の声
2. 長崎県佐世保市:しかまち・買い物支援 (3分16秒)
<https://www.youtube.com/watch?v=FplRIZqZfks>
#買い物支援 #社会福祉法人の空き車両
3. 佐賀県小城市:小城市支え合いセンター (20分43秒)
<https://www.youtube.com/watch?v=4q9MQeSzm4c>
#協議体 #社会福祉協議会 #訪問型サービスB #マイカーボランティア #利用者の声
4. 東京都町田市:成瀬お助けたい(30分)
<https://www.youtube.com/watch?v=z2PKS2Z3ARM&t=3s>
#生活支援サービスと一体運送 #マイカーボランティア
5. R3年度「総合事業活用の移動支援」(大阪市、三重県名張市、函南町)
<https://www.ihep.jp/publications/elderly-search/?y=2021>
6. R4年度「移動支援・送迎の取組の創出に向けた検討プロセスの紹介」
https://www.murc.jp/houkatsu_08/
群馬県渋川市、滋賀県日野町、大阪府太子町、大分県国東市、山口県萩市
7. 群馬県高崎市:くらしくらぶ(10分32秒)
<https://www.youtube.com/watch?v=M5IdB-ypR34&t=3s>
#生活支援サービスとの一体運送、マイカーボランティア
8. 大分県国東市「にしあき元気会」(1分32秒)
<https://tosonline.jp/news/20250606/00000011.html>
#運転ボランティア講習 #サロン送迎 #マイカーボランティア



（３）仲間を増やす支援 ～運転ボランティア養成講座～

- 安心して活動するために
- 仲間を増やすために
- 地域で知ってもらうために

市が主催する講習が増加中

➡自動車学校にて運転実技を受講＋社会福祉協議会による座学講習

➡運転ボランティア養成講座を大臣認定講習機関が出張開催



時 間	形式	科目名	講 師
12:40～		受付開始	
13:00～13:05		開会挨拶（趣旨説明）	大分県 & 佐伯市
13:05～13:15		自己紹介	
13:15～13:30	講義	地域支え合い型移動支援の意義	全国移動ネット登録講師
13:30～14:10	講義	移動サービスの運転に必要な知識と心構え(利用者理解等含む)	全国移動ネット登録講師
14:10～14:15	休 憩		
14:15～15:05	講義	リスクへの備えと対応	全国移動ネット登録講師
15:05～15:10	休 憩		
15:10～17:10	演習	①運転実技 ②乗降時の介助等	全国移動ネット登録講師 2 名
17:10～17:20		講 評	
17:20～17:30		修了式	

(4) 高齢者の移動支援の創出にあたって意識したいこと

～ニーズの発見から活動の展開へ～

※集うとつながりができる 【居場所づくり】や【サロン送迎】

▼つながると見えてくる 【生活課題の把握】

▼見えてくると動き出す 【買い物送迎や通院送迎】

▼動くと、もっと見えてくる【家事支援などの生活支援】

困っている人を
真ん中に

展開できる
体制づくり

～小さく生んで、育てる～

▼今までやってきたことを、安心して取り組めるように

▼無理をしない「しくみ」を

▼大事なのはつながりを作ること、参加のすそ野を広げること

▼得意な人が得意なことをする

※はじめから山のようなニーズがあるわけでもない

担い手を真ん中
に

6. 生活支援支援体制整備事業の活用

生活支援体制整備事業

厚生労働省

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」、「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五條の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進

資源開発

- 地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）
- サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成
- 元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保など

ネットワーク構築

- 多様な主体を含む関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなど

(2) 協議体の設置

地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・社会福祉法人

協同組合

民間企業

保険外サービス等の実施者

等

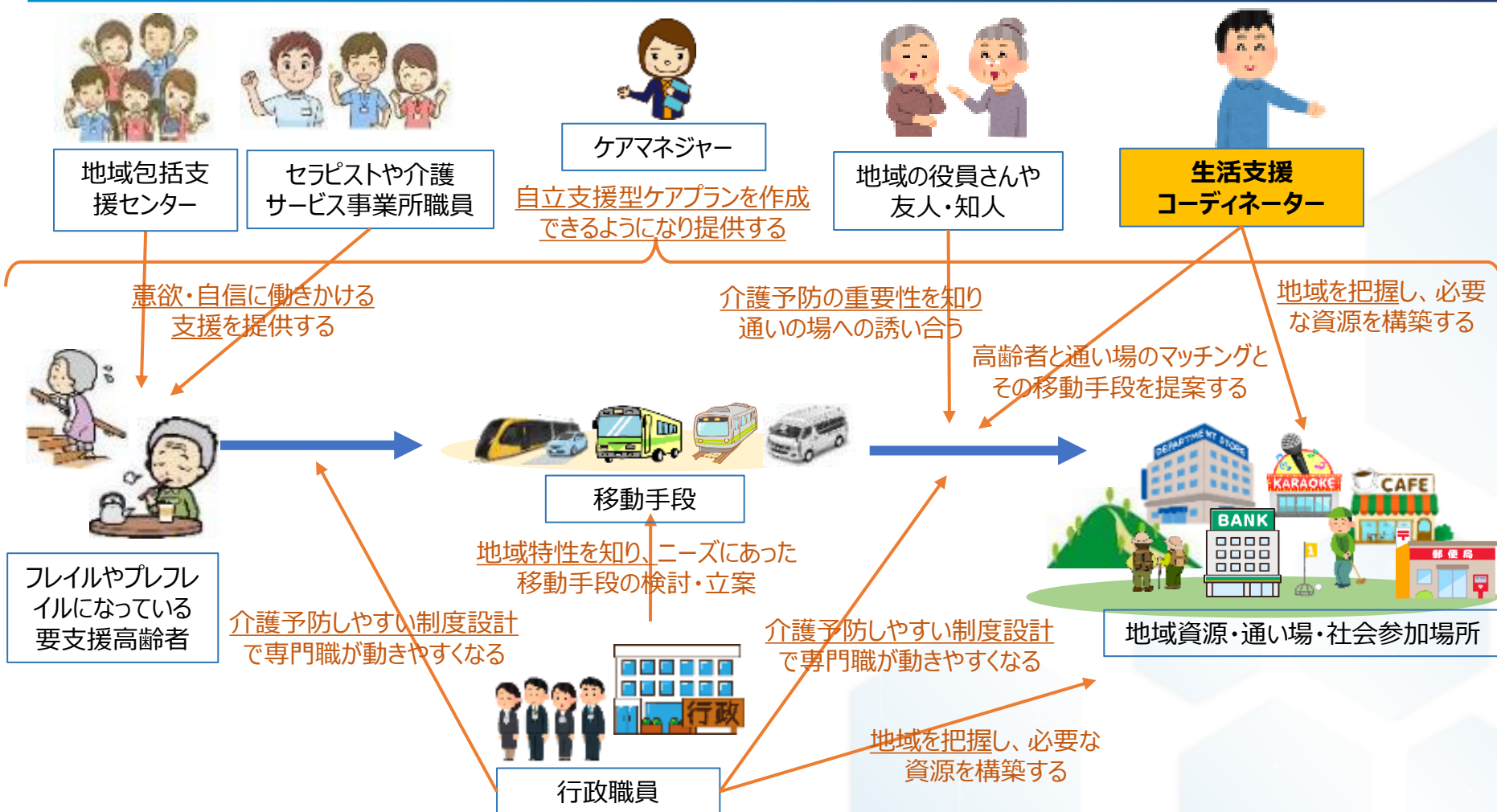
生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

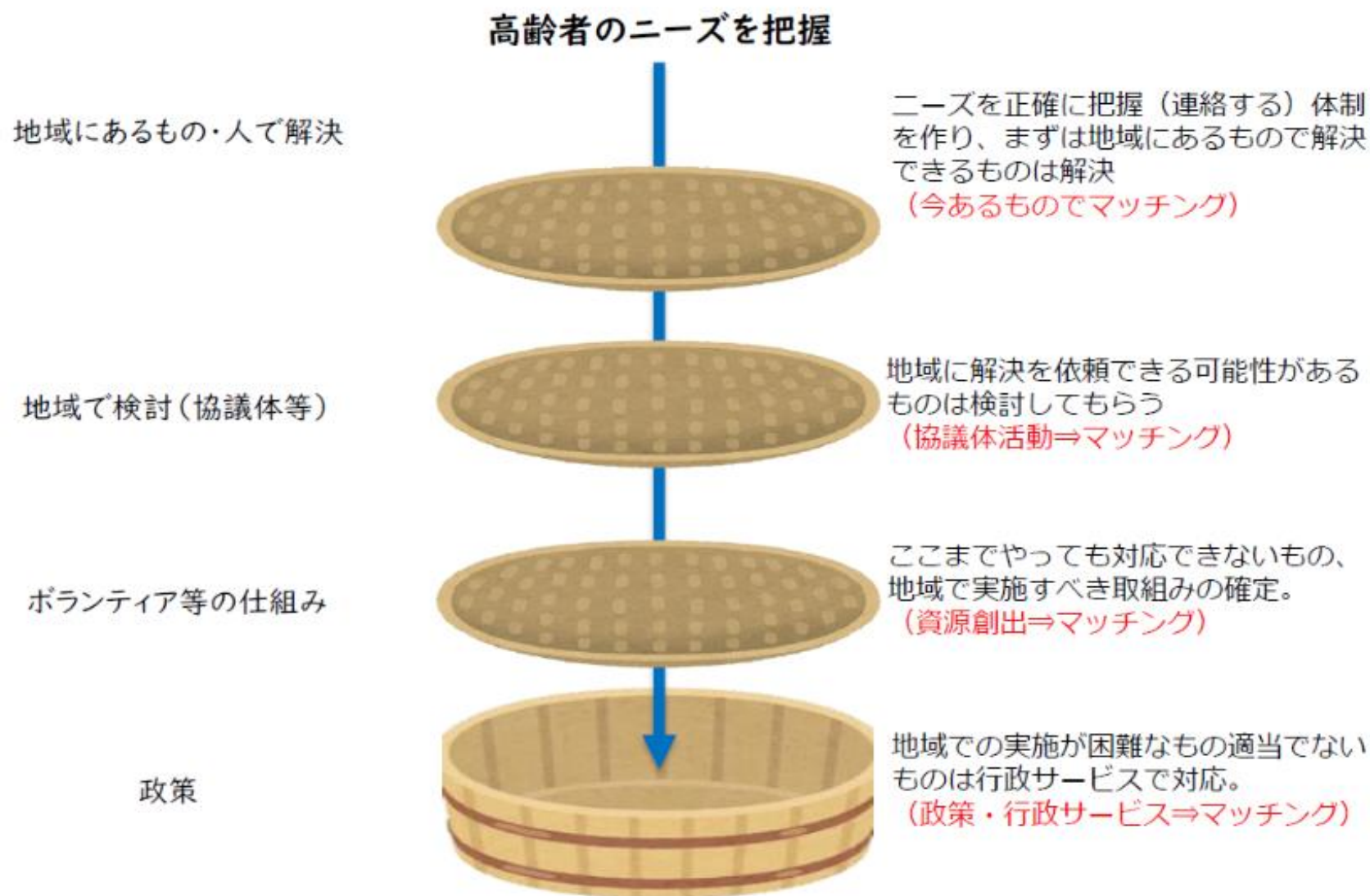
★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

フレイルの高齢者に関わる人々と役割（移動手段を例に）



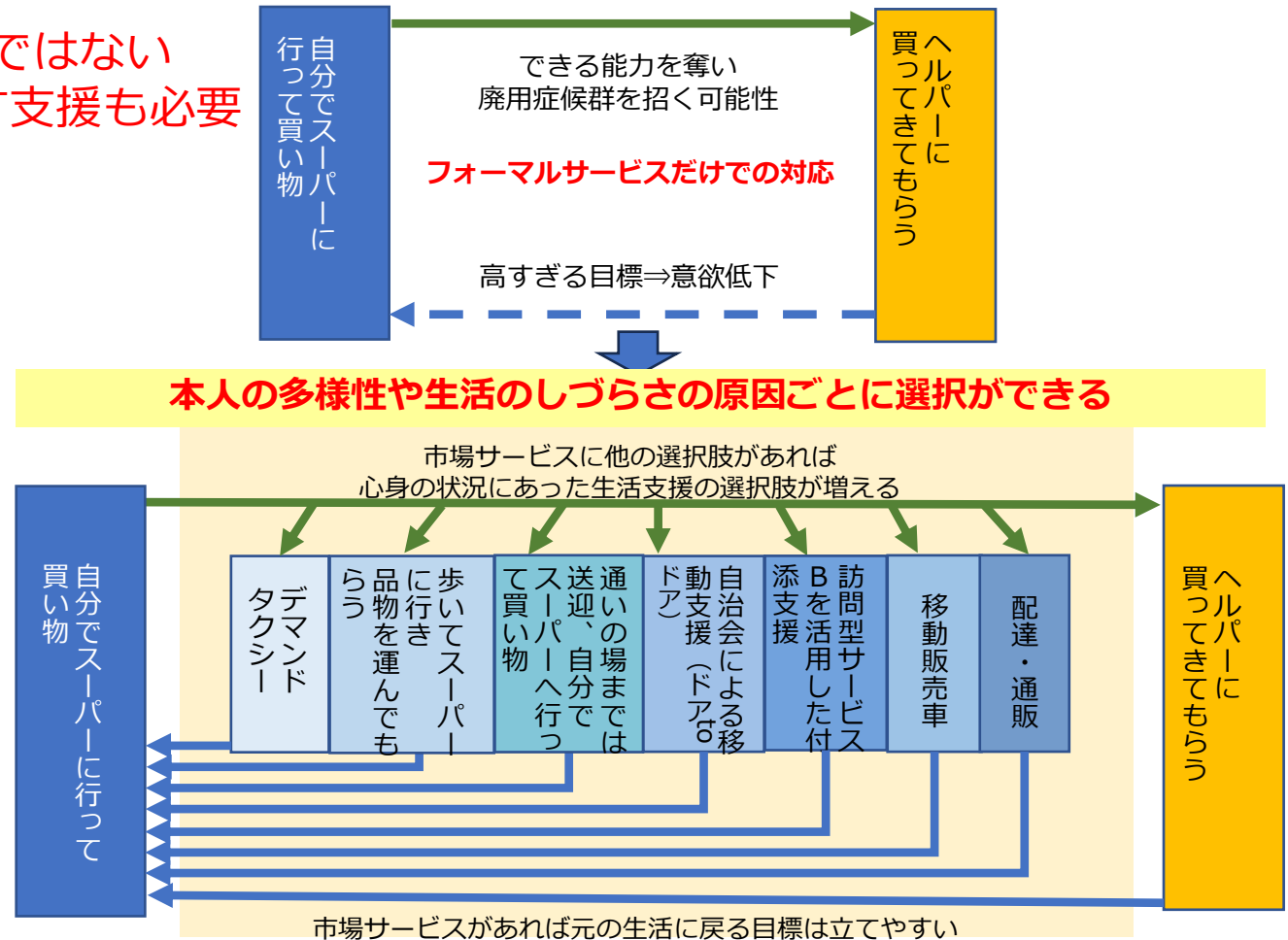
フレイルやプレフレイルになっている高齢者（介護保険上では事業対象者や要支援者）の方々を以前のような元の生活に戻ってもらうには、多数の専門職や地域の方、多種多様な支援策が必要です。市町村はそれらを包括的に支援できる体制を構築する必要があります。（＝地域包括ケアシステム）

マッチング（目的）に対する手段の実施手順



たとえば、買い物の場合・・・

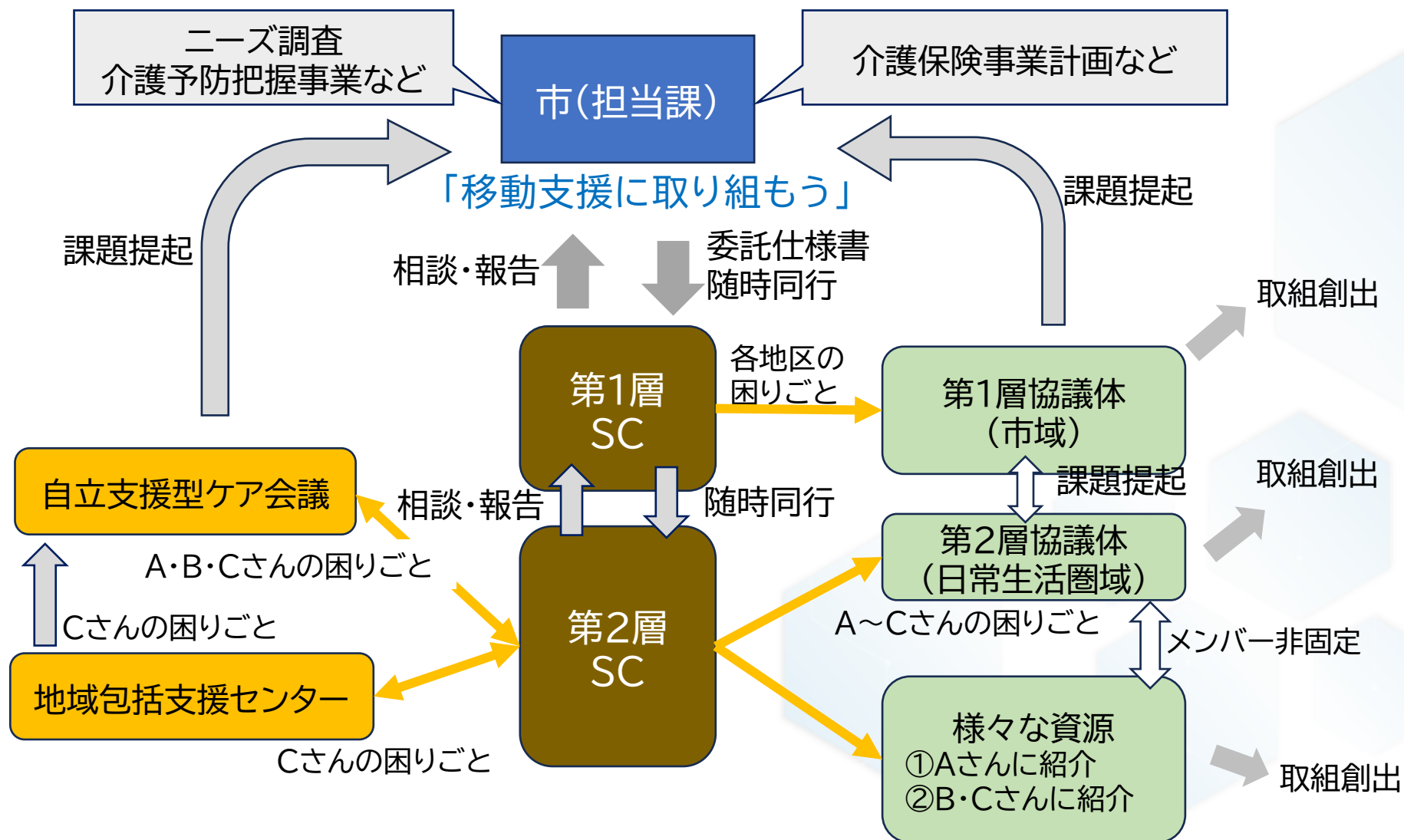
必ずしも移動支援ではない
あるものを使いこなす支援も必要



生活支援によって活動量の低下を防ぎ、
社会参加を促すことで元の生活に戻りやすくなる

出典：令和2年度老人保健健康増進等事業「自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究事業」国際長寿センター（一部改変）

生活支援コーディネーターを取り巻く関係者と課題把握＆整理（イメージ）



移動支援はつながりづくり

- **個別課題を解決することを基本に！** 気軽に出かけられる環境づくりを
- 活動は小さく生んでも大きく育つ **体制づくりをしっかりと**すること
- **担い手が楽しく**続けられるように、常に**育て続ける**ことも大事
- **制度緩和**を上手に活用しよう
- **すでにある取組を見直すところから！**



継続性ってなん
だろう？

地域は刻々と変化します。
随時見直すこと、そのための情報源を持つことが大切です。
関係機関と定期的に会議を行うなど、風通しの良い関係づくりを。

ご清聴ありがとうございました